



埼玉県報

第 2 4 3 8 号
平成 2 4 年 1 1 月 2 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価計画書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [ふるさとの緑の景観地の区域の拡張の案の縦覧\(みどり再生課\)](#)
- [ふるさとの緑の景観地の区域の縮小の案の縦覧\(みどり再生課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [公益事業における争議行為の予告\(勤労者福祉課\)](#)
- [ヨーネ病疑似患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更等\(都市計画課\)](#)
- [寄居都市計画事業小前田駅北西部土地区画整理事業の換地処分の公告\(市街地整備課\)](#)
- [技能試験用大型乗用自動車の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)

告 示

埼玉県告示第千四百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートセンターウイング

三 代表者の氏名

川上 成子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市本町一丁目十五番十八 三〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者とその家族が地域で生活するために必要な支援を行い、障害児・者の自立生活及び社会参加を促進し、もって障害者福祉の向上を図り誰もが豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人街のひろば
- 三 代表者の氏名
松浦 康介
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢四百二十一番地十九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、教育的・精神的・経済的に援助を必要とする人々に対して、教育や居場所を提供する活動を行い、誰もが安心して、心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人日本ハウスクリーニング支援センター
（変更後）特定非営利活動法人リフォーム経営サポートセンター

三 代表者の氏名

中村 華子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市柏座一丁目十二番四号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、さいたま地域の高齢者や障害者に対し、「ハウスクリーニング支援」を行い、精神面・衛生面の向上を図り、健康増進に寄与すること、及びハウスクリーニング技術の指導・雇用機会の拡充を支援することを目的とする。

（変更後）この法人は、さいたま地域の高齢者や障害者に対し、「ハウスクリーニング及びリフォーム支援」を行い、精神面・衛生面の向上を図り、健康増進に寄与すること、ハウスクリーニング及びリフォーム技術の指導・雇用機会の拡充を支援することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北本市手をつなぐ育成会

三 代表者の氏名

久保田 敏江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市大字北本宿百五十九番地二十九

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅の障害者に対し、身近な地域で通所により必要な自立訓練や授産活動の場として障害福祉サービス事業所の運営及び支援を行い、障害者の社会参加を促進することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人育自の魔法
- 三 代表者の氏名
山口 ひとみ
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市かわつる三芳野一番地（十七 五百四）
- 五 定款に記載された目的
この法人は、「育自のための小さな魔法」というワークショップを通じて、母親たちが自らの人生を語り合い、聴き合い、認め合うことで、自らを育み、ともに育ち合うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 j o g o
- 三 代表者の氏名
石井 勇太
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡滑川町大字月輪九百九番地七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害を持つ者に対し、余暇支援などを行い、本人の人生をより豊かにすることで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千四百八十九号

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価計画書の計画等策定者の氏名及び住所等について公告し、及び当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 計画等策定者の氏名及び住所

イ 氏名

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

ロ 住所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

二 対象計画等の名称及び種類

イ 名称

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業

ロ 種類

複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）

三 縦覧期間

平成二十四年十一月二日（金）から同年十二月三日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

四 縦覧の時間及び場所

イ 時間

午前九時から午後四時三十分まで

ロ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

春日部市環境保全課

幸手市産業団地整備推進室

杉戸町産業団地拡張推進室

千葉県野田市環境保全課

茨城県境町生活安全課

五 意見書の提出

当該計画書について環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は、計画等策定者に対し、環境への配慮に関する意見書を提出することができる。

イ 提出期間

平成二十四年十一月二日（金）から同年十二月三日（月）まで

口 提出先

埼玉県地域整備事務所

告示

埼玉県告示第千四百九十号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第一項の規定により、次の地域をふるさとの緑の景観地として指定したいので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 ふるさとの緑の景観地の名称及び当該景観地の区域の拡張に含まれる土地の区域

名称	区域
吉見町和名沼ふるさとの緑の景観地	吉見町大字北吉見字四十九耕地 三〇一九番 吉見町大字久米田字六ノ耕地 八九四番、八九五番一、八九五番二、一一八二番一、一一八二番二 吉見町大字久米田字八ノ耕地 一一八九番

二 ふるさとの緑の景観地の区域の拡張の案の縦覧期間

平成二十四年十一月二日から平成二十四年十一月十五日まで

三 ふるさとの緑の景観地の区域の拡張の案の縦覧場所

埼玉県環境部みどり再生課

埼玉県東松山環境管理事務所

吉見町まち整備課

告示

埼玉県告示第千四百九十一号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第七項の規定により、次のふるさと緑の景観地の区域を縮小したので、同条第八項において準用する同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 ふるさと緑の景観地の名称及び当該景観地の区域の縮小に含まれる土地の区域

名称	区域
上尾市原市ふるさと緑の景観地	上尾市大字原市字拾五番耕地 三一七九番一、三一七九番三

二 ふるさと緑の景観地の区域の縮小の案の縦覧期間

平成二十四年十一月二日から平成二十四年十一月十五日まで

三 ふるさと緑の景観地の区域の縮小の案の縦覧場所

埼玉県環境部みどり再生課

埼玉県中央環境管理事務所

上尾市都市整備部みどり公園課

告示

埼玉県告示第千四百九十二号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人行定病院	埼玉県川越市脇田本町四番地十三	平成二十四年十月三十一日

告示

埼玉県告示第千四百九十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十四年十月二十六日付で、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

年末一時金の獲得等の件

三日 時

平成二十四年十一月六日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	保土田 毅	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	保土田 毅	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

部 埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支	部 埼玉県民主医療機 関労働組行田支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合かすか へ支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ や支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ い支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合川口支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま 支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診 療所支部
保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
秩父生協病院	所 行田協立診療	熊谷生協病院	所 かすかべ診療	所 おおみや診療	所 浦和民主診療	所 さいわい診療	川口診療所	介護老人保健 施設みぬま	所 生協歯科診療
一 埼玉県秩父市阿保町一十	埼玉県行田市本丸十八三	五十四 埼玉県熊谷市上之三千八百	十二 埼玉県春日部市谷原二四	千百十二 埼玉県さいたま市西区指扇	浦和五十七 埼玉県さいたま市浦和区北	二十 埼玉県川口市中青木四一	六 埼玉県川口市仲町一三十	四十七 埼玉県川口市木曾呂千三百	十七 埼玉県川口市木曾呂千三百

合	西部診療所労働組 合さくらおとなこ ども診療所支部	江原 啓子	医療法人共立 医療会さくら おとなこども 診療所	埼玉県川越市天沼新田三百
支部	共立医療会労働組 合吹上共立診療所 支部	江原 啓子	立診療所	埼玉県鴻巣市吹上富士見三 一 十九
支部	共立医療会労働組 合北本共立診療所 支部	江原 啓子	立診療所	埼玉県北本市中丸五 六 八
合	南埼玉病院労働組	成田 一樹	病院 医療法人社団 俊睿会南埼玉	埼玉県越谷市増森二百五十 二
科支部	埼玉県民主医療機 関労働組合大井協 同診療所支部	保土田 毅	所 大井協同診療 所	埼玉県ふじみ野市ふじみ野 一 一 十五
科支部	埼玉県民主医療機 関労働組合朝霞歯 科支部	保土田 毅	科 あさか虹の歯 科	埼玉県朝霞市浜崎七百二十 四 二
め支部	埼玉県民主医療機 関労働組合さんと め支部	保土田 毅	さん 老人保健施設 さんとめ	埼玉県所沢市中富千六百十 七
療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合所沢診 療所支部	保土田 毅	所 所沢診療所	埼玉県所沢市宮本町二 二 十三 二十四
支部	埼玉県民主医療機 関労働組合西協同 支部	保土田 毅	院 埼玉西協同病 院	埼玉県所沢市中富千八百六 十五

告示

埼玉県告示第千四百九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区 域	発 生 年 月 日	処 置
ヨ―ネ病 牛	疑似患畜	一頭	埼玉県 日高市	平成二十四年 十月二十六日	隔離

告示

埼玉県告示第千四百九十五号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第六条第四項の規定により、予定建築物の用途を限り指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する建築安全センター及び当該市町村の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 変更した予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

市町村	土地の区域	予定建築物の用途
鳩山町	大字奥田の一部	流通業務・工業施設

二 変更年月日

平成二十四年十月三十日

告 示

埼玉県告示第千四百九十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による寄居都市計画事業小前田駅北西部土地区画整理事業についての換地処分があったので、公告する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
技能試験用大型乗用自動車の賃貸借 3台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年9月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
日通商事株式会社 東京都港区海岸1丁目14番22号
- 5 落札金額
77,263,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年7月27日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月二十七日

指令川建セ第二三〇一三六一号

二 検査済証番号

平成二十四年十月三十日

川建セ第二四 六〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字上砂字上町五五二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市船木台五丁目五番地一六 サンライズヒル203

市川 有香子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年一月六日

指令川建セ第二三〇〇九二〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十月三十日

川建セ第二四 六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字今泉字仲町三九一番一の一部、三九三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目二〇番地一八 リバームーン 201号

蓮見 健一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十月十八日

指令越建セ第二四〇〇八一号

二 検査済証番号

平成二十四年十月二十九日

越建セ第三九四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣字矢畑百八十七番地二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣百八十七番地二

吉原 俊夫

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成24年 7月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
ごま油かす及びその粉末	関東食品廃棄物資源化事業協同組合	ごま油かす	主成分 - TN、TP、TK				
生石灰	菱光石灰工業株式会社	95菱印生石灰	主成分 - AL				
消石灰	菱光石灰工業株式会社	72菱印特選消石灰	主成分 - AL				
		ネオショットRX	主成分 - AL				
	村檜石灰工業株式会社	72粒状消石灰	主成分 - AL				
	秩父石灰工業株式会社	アグリ 72	主成分 - AL				
		顆粒消石灰	主成分 - AL				
		特製消石灰	主成分 - AL				
		最上特選消石灰	主成分 - AL				
	岩水石灰工業株式会社	消石灰	主成分 - AL				
副産石灰肥料	キューピータマゴ株式会社	50副産石灰	主成分 - AL 有害成分 - ニッケル、クロム、チタン				

注1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、AL - アルカリ分

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十四年七月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年十一月二日

埼玉県病害虫防除所長 野 田 聡

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 木徳神糧株式会社 東京都中央区	H24.7.24 小山商事株式会社 埼玉県行田市	乾牧草	トールフェスク	24.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	カナダチモシー	24.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	USチモシー(プレミアム)	24.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	オーツヘイ	24.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
(輸入業者) 株式会社スエオカ・ハーベスト 東京都中央区	同上	乾牧草	アルファルファ	24.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
協同飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市	同上	子豚育成用配合飼料	めぐみ子豚80	24.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
渡邊菓子種工業有限会社 埼玉県羽生市	H24.7.24 渡邊菓子種工業有限会社 埼玉県羽生市	単体飼料	おこし生地	24.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
関東食品廃棄物資源化事業 協同組合 埼玉県草加市	H24.7.25 関東食品廃棄物資源化事業 協同組合 春日部豊野工場 埼玉県春日部市	単体飼料	ごま油かす	24.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要												違反の内容		
				粗たん 白 質 %	粗脂肪 %	加鈣 %	り ん %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒 素 %	水溶性 窒 素 %	ペ ク チ ン 消化率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他 の検査			
(輸入業者) 木徳神糧株式会社 東京都中央区	H24.7.24 小山商事株式会社 埼玉県行田市	トールフェスク	24.6														-	
				4.9	0.9	0.19	0.14	32.4	6.2									
同上	同上	カナダチモシー	24.6														-	
				4.0	1.5	0.27	0.13	23.4	4.4									
同上	同上	USチモシー(プレミアム)	24.7														-	
				6.7	1.5	0.27	0.21	29.8	5.6									
同上	同上	オーツヘイ	24.7														-	
				7.1	1.7	0.21	0.19	23.5	5.1									
(輸入業者) 株式会社スエオカ・ ハーベスト 東京都中央区	同上	アルファルファ	24.7														-	
				16.0	1.4	0.98	0.24	28.4	6.7									
協同飼料株式会社 鹿島工場 茨城県神栖市	同上	めぐみ子豚80	24.7	16.0 以上	2.5 以上	0.50 以上	0.40 以上	5.0 以下	7.0 以下								-	
				17.2	7.2	0.70	0.57	3.0	4.3									
渡邊菓子種工業有限 会社 埼玉県羽生市	H24.7.24 渡邊菓子種工業 有限会社 埼玉県羽生市	おこし生地	24.7														-	
				6.7	0.2	0.01	0.10	0.0	1.7									

関東食品廃棄物資源 化事業協同組合 埼玉県草加市	H24.7.25 関東食品廃棄物 資源化事業協同 組合 春日部豊 野工場 埼玉県春日部市	ごま油かす	24.7														
				35.4	36.3	1.53	1.03	6.6	7.8								

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。